

令和5年兵庫県立大学工学研究科規程第1号
姫路工学キャンパスオープンファシリティ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学姫路工学キャンパス（以下「本キャンパス」という。）が管理及び運用するオープンファシリティ（以下「オープンファシリティ」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「オープンファシリティ」とは、学術研究の発展及び産業振興に資するため、科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者等の使用に供する別表1に掲げる装置をいう。

(管理責任者)

第3条 オープンファシリティの適切な使用について管理させるため、本キャンパスに管理責任者を置く。

2 管理責任者は、兵庫県立大学大学院工学研究科長をもって充てる。

(使用者の資格)

第4条 オープンファシリティを使用できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員及び研究員
- (2) 本学以外の大学や、研究機関等に属する者
- (3) その他管理責任者が特に認めた者

(使用の申請及び承認)

第5条 オープンファシリティを使用しようとする者は、管理責任者が別に定める申請書により申請し、その承認を受けなければならない。

2 管理責任者は、前項の申請が適当であると認めるときは、管理責任者が別に定める承認書により、申請者に対し通知するものとする。

3 管理責任者は、前項の承認の状況について、適宜、本キャンパスの教授会に報告するものとする。

(変更の届出)

第6条 オープンファシリティの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、前条の申請書の記載事項に変更があった場合、管理責任者が別に定める様式により、速やかにその旨を管理責任者に届け出なければならない。

(使用料及び技術相談料等)

第7条 使用者は、オープンファシリティの使用に要する費用の一部（以下「使用料」という。）を納付するものとし、その額は、別表2に定める額とする。

また、初回講習が必要な装置については、講習を受講の上、初回講習料を納付するものとし、その額は、別表2に定める額とする。

2 使用者が、本キャンパスの教員にオープンファシリティの使用に係る技術相談を行ったときは、別表第3に定める技術相談料を納付するものとする。

3 前各号の規定にかかわらず、管理責任者が特に認めるときは、使用料、初回講習料及び技術相談料の額の全部又は一部を免除することができる。

4 管理責任者は、前項の免除を行ったときは、適宜、本キャンパスの教授会に報告するものとする。

(使用状況の報告)

第8条 オープンファシリティの使用のあった装置を保有する責任者（以下「装置責任者」という。）は、管理責任者が別に定める様式により、使用后速やかに管理責任者に使用状況について報告するものとする。

(納付の方法)

第9条 第4条第1号に掲げる者に係る使用料、初回講習料及び技術相談料の納付は、経費の振替により行うものとする。

2 第4条第2号及び第3号に掲げる者に係る使用料、初回講習料及び技術相談料の納付は、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学（以下「本学」という。）が発行する請求書により、本学が指定した期日までに振り込むことにより行うものとする。

(使用者の遵守義務)

第10条 使用者は、オープンファシリティの使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた目的以外にオープンファシリティを使用しないこと。
- (2) 第三者に使用させてはならない。
- (3) 装置責任者の指示又は指導に従い、善良な管理者の注意をもって利用すること。
- (4) 危険物、化学薬品、生体試料等を持ち込む場合は、第5条に規定する申請書に必要な事項を記載すること。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、本キャンパスの教職員の指示に従うこと。

(使用承認の取消し等)

第11条 管理責任者は、使用者がこの規程に違反し、オープンファシリティの使用に重大な支障を生じさせたときは、第5条第2項の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

(使用中の事故)

第12条 オープンファシリティの使用中所ける使用者の責めに帰すべき理由による事故等については、本学は一切責任を負わないものとする。

(原状回復義務等)

第13条 使用者は、その責の帰すべき理由によりオープンファシリティ及びその関連設備等を滅失し、又は損傷した場合は、自己の負担においてこれを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、その責の帰すべき理由により本学に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第15条 オープンファシリティの使用に関する事務は、姫路工学キャンパス経営部総務課が処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、オープンファシリティの使用に関し必要な事項は、本キャンパスの教授会の意見を聴いた上で、管理責任者が定める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 オープンファシリティに供する装置一覧

No	装置名	メーカー	型式
1	電界放射型透過電子顕微鏡	日本エフイー・アイ (株)	TalosF200i

別表2 使用料及び初回講習料

No	装置名	使用料	初回講習料 (円)
1	電界放射型透過電子顕微鏡	10,000 (円/時間)	11,000 (円)

別表3 技術相談料

教員への技術相談料は、1時間あたり6,500円とする。

姫路工学キャンパスオープンファシリティ取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学姫路工学キャンパス（以下「本キャンパス」という。）が管理及び運用するオープンファシリティ（以下「オープンファシリティ」という。）の使用について、姫路工学キャンパスオープンファシリティ使用規程（以下「規程」という。）第16条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 規程第5条第1項の規定により管理責任者が別に定める申請書は、様式1のとおりとする。

(使用承認)

第3条 規程第5条第2項の規定により管理責任者が別に定める承認書は、様式2のとおりとする。

(変更の届出)

第4条 規程第6条の規定により管理責任者が別に定める様式は、様式3のとおりとする。

(使用状況の報告)

第5条 規程第8条の規定により管理責任者が別に定める様式は、様式4のとおりとする。

(請求書の作成)

第6条 規程第9条第2項により本学が発行する請求書は、様式4に基づき作成するものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行するものとする。

様式 1

オープンファシリティ使用申請書

令和 年 月 日

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学
大学院工学研究科長 様

(申請者) 所 属
役職・氏名

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学姫路工学キャンパスオープンファシリティの使用について、下記のとおり申請します。

なお、使用に際しては、姫路工学キャンパスオープンファシリティ使用規程及びその他の規則等を遵守します。

記

- 1 使用装置
 - ・装置 No
 - ・装置名
- 2 使用日・使用時間等（別紙 1 「使用計画書」 のとおり）
- 3 使用目的
- 4 研究の概要
- 5 危険物、化学薬品、生体試料等の持込み 【あり・なし】
- 6 上記 5 において「あり」の場合
（別紙 2 「危険物、化学薬品、生体試料等持ち込み申告書」 のとおり。）
- 7 注意事項
 - ・ この申請書は、装置責任者と事前に打ち合わせを行った後、姫路工学キャンパス経営部総務課へ提出して下さい。
 - ・ 「1 使用装置」の装置 No、装置名については、姫路工学キャンパスオープンファシリティ使用規程別表 1 に記載されている「No」、「装置名」を記載して下さい。
 - ・ 使用承認を受けた後、申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに姫路工学キャンパス経営部総務課に連絡して下さい。

(裏面)

オープンファシリティ使用条件

(使用時間等)

- ・ オープンファシリティの使用時間については、装置責任者と調整すること。
なお、使用当日、事前に事務（姫路工学キャンパス経営部総務課）での受付を済ませること。

(使用報告及び支払い、使用日の変更)

- ・ 使用者は、オープンファシリティ使用後に、装置責任者が作成する使用状況報告書（様式4）の内容を確認の上、署名又は押印し、速やかに装置責任者へ提出すること。使用料等は、この報告書により算定される。
- ・ 原則として、請求書は、オープンファシリティを使用した月の翌月にまとめて発行されるので、使用者は請求書により使用料等を支払うこと。振込手数料は使用者負担とする。
- ・ 使用者は、承認を受けた内容に変更がある場合は、事前に使用変更届（様式3）により管理責任者へ届け出ること。

(使用者の遵守義務)

- ・ 装置責任者の指示又は指導に従い、善良な管理者の注意をもって使用すること。
- ・ 危険物、化学薬品、生体試料を持ち込む場合は使用申請書に必要な事項を記載すること。
- ・ この使用条件に定める事項のほか、本学がオープンファシリティの使用に関して別に定める事項に従うこと。
- ・ 本キャンパスの教職員の指示に従うこと。

(使用権の譲渡、転貸等の禁止)

- ・ 使用者は、本キャンパスの承諾を得ることなく、オープンファシリティの使用権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(必要費等請求権の放棄)

- ・ 使用者は、オープンファシリティに投じた必要費、有益費その他の費用があっても、これを本学に請求することはできない。

(実地調査等)

- ・ 管理責任者は、オープンファシリティの使用について臨時実地に調査し、又は使用者に対して所要の報告を求めることができる。この場合において、使用者は、その調査を拒み、又は報告を怠ってはならない。

(使用の承認の取消し)

- ・ 管理責任者は、使用者がこのオープンファシリティ使用条件等に違反したと認める場合は、承認の全部又は一部を取り消すことができる。

(現状回復義務)

- ・ 使用者は、その責に帰すべき理由によりオープンファシリティ及びその関連施設又は設備を滅失し、又は損傷した場合は、自己の負担においてこれを現状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

- ・ 使用者は、その責に帰すべき理由により本学に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

別紙 1

使 用 計 画 書

1 使用装置

装置 No	
装置名	

※オープンファシリティ使用規程別表 1 にある「No」、「装置名」を記載して下さい。

2 使用日・時間

使用日	使用時間	備考
年 月 日	時 ～ 時 (時間)	
年 月 日	時 ～ 時 (時間)	
年 月 日	時 ～ 時 (時間)	

3 技術相談日・時間

相談日	相談時間	備考
年 月 日	時 ～ 時 (時間)	
年 月 日	時 ～ 時 (時間)	
年 月 日	時 ～ 時 (時間)	

※使用代表者

所属： _____ 氏名： _____

住所： 〒 _____

電話番号： _____ E-mail： _____

別紙 2

危険物、化学薬品、生体試料等持ち込み申告書

オープンファシリティを使用するにあたり、標記物品を下記のとおり持ち込みたいので申告します。

なお、持込方法及び廃液の取扱いについては、貴キャンパスの指示に従います。

記

[危険物、化学薬品、生体試料等のリスト]

危険物品名等	形状	数量	使用目的	安全性と取扱方法

注1) 上のリストで足りないときは追加リストを添付すること。

注2) 購入時に添付されている化学薬品安全データシート（平成4年7月1日労働省告示第60号「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」による）の写しを1部添付すること。

様式 2

オープンファシリティ使用承認書

令和 年 月 日

様

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学
大学院工学研究科長

令和 年 月 日付けで使用申請のあったオープンファシリティの使用について、審査した結果、姫路工学キャンパスオープンファシリティ使用規程 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 使用承認する装置

装置 No	
装置名	

2 使用日・時間

使用日	使用時間	備考
年 月 日	時 ~ 時 (時間)	
年 月 日	時 ~ 時 (時間)	

3 技術相談日・時間

相談日	相談時間	備考
年 月 日	時 ~ 時 (時間)	
年 月 日	時 ~ 時 (時間)	

4 条件等

- ・使用は承認された時間内とします。
- ・承認された時間数を超えて使用したい場合は、新たに申請して下さい。
- ・使用料、初回講習料及び技術相談料の請求については、使用後に作成する様式 4（オープンファシリティ使用状況報告書）に基づき行います。

様式 3

オープンファシリティ使用変更届

令和 年 月 日

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学
大学院工学研究科長 様

(申請者) 所 属
役職・氏名

姫路工学キャンパスオープンファシリティ使用規程第 6 条に基づき、使用承認を受けた内容について、下記 2 のとおり変更しますので、届出します。

記

1 使用承認を受けた日
令和 5 年 月 日

2 変更内容

変更前	変更後

※ 使用時間数を増やす場合は、新たに使用申請をして下さい。

3 注意事項

この変更届は、装置責任者と事前に打ち合わせを行った後、姫路工学キャンパス経営部総務課へ提出して下さい。

オープンファシリティ使用状況報告書

令和 年 月 日

管理責任者 様
(兵庫県立大学大学院工学研究科長)

装置責任者: _____

下記のとおりオープンファシリティの使用がありましたので、姫路工学キャンパスオープンファシリティ使用規程第8条によりご報告します。

記

1 使用日・時間等 (実績)

使用日	使用時間
令和 年 月 日	時 ~ 時 (時間)
令和 年 月 日	時 ~ 時 (時間)

2 使用料及び初回講習料

No	装置名	単価 A (円/時間)	使用時間 B (時間)	小計C (円) (B×C)	初回講習料 D (円)	合計 (円) (C+D)
合 計						

3 技術相談日・時間等 (実績)

相談日	相談時間
令和 年 月 日	時 ~ 時 (時間)
令和 年 月 日	時 ~ 時 (時間)

4 技術相談料

No	装置名	単価 A (円/時間)	相談時間 B (時間)	合計 (円) (A×B)
合 計				

報告者 (装置責任者): _____

使用者 (署名又は押印): _____

※この報告書は、装置責任者が作成し、使用者は、内容を確認の上、署名又は押印する。
 ※装置責任者は、速やかにこの報告書を姫路工学キャンパス経営部総務課に提出する。